

3. 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準（H10.9.30 環境庁告示第64号、H24.4.2 八王子市告示第75号）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しない。）

（単位：デシベル）

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	<p>・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。</p>			

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 (8時～19時)	60 (19時～8時)
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 (8時～20時)	65 (20時～8時)
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(3) 道路交通騒音等調査結果表

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●	
				昼間	夜間
国道 16 号 (八王子バイパス)	八王子市北野町 549-5 先 平成 28 年 3 月 1 日～3 月 2 日	近隣商業地域	6	75	70
				71	70
国道 16 号 (八王子バイパス)	八王子市大谷町 355-1 先 平成 28 年 3 月 3 日～3 月 4 日	準住居地域	6	75	70
				70	69
国道 411 号 (滝山街道)	八王子市加住町 1-170-2 先 平成 28 年 3 月 15 日～3 月 16 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70
				68	60
主要地方道 32 号線 八王子五日市線 (秋川街道)	八王子市川口町 908-1 先 平成 28 年 3 月 3 日～3 月 4 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70
				68	64
一般都道 173 号線 上館日野線 (北野街道)	八王子市片倉町 119-4 先 平成 28 年 3 月 15 日～3 月 16 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70
				65	63

(4) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間 距離 (km)	区間起点住所	区間終点住所	区間 戸数	環境基準達成 戸数		環境基準達成 状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間
中央自動車道 富士吉田線	10.2	大谷町 282-2	裏高尾町 896-1	1,637	1,634	1,634	100	100
一般国道 16 号	0.9	左入町 776	左入町 263	43	32	23	74	53
一般国道 16 号	5.1	鑓水 1337-9	横山町 15-5	1,893	1,892	1,806	100	95
一般国道 16 号	0.4	横山町 15-5	八日町 5-11	987	985	972	100	98
一般国道 16 号 (八王子バイパス)	3.0	鑓水 538	北野町 543-1	518	518	517	100	100
一般国道 20 号	4.4	八幡町 2-17	東浅川町 1071-1	4,129	4,113	4,102	100	99
府中相模原線	4.3	下柚木 2-9-3	鑓水 1397	1,303	1,273	1,273	98	98
八王子あきる野線	4.3	元八王子町 3-3159-2	檜原町 601-2	1,101	1,101	1,090	100	99
八王子町田線	2.8	東浅川町 1101	八王子市・町田 市境	942	939	932	100	99
山田宮の前線	2.2	下恩方町 1512	元八王子町 3-3159-2	271	231	263	85	97
町田日野線	1.1	八王子市・多摩 市境	大塚 1472-5	625	616	615	99	98
下柚木八王子線	0.7	絹ヶ丘 1-3-11	打越町 1195	229	229	223	100	97
淵上日野線	1.2	宇津木町 656	石川町 614-10	242	241	225	100	93
八王子城山線	3.2	小比企町 1774	八王子市・町田 市境	575	574	567	100	99
八王子市幹線 1 級 17 号線	2.7	追分町 17-10	明神町 4-29-1	2,246	2,034	1,932	91	86
全体				16,741	16,412	16,174	98	97

(5) 騒音測定結果

① 道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq) 測定期間：平成 27 年度						
月	有効測定日数	測定時間	等価騒音レベルが昼間 70dB を超えた日数	等価騒音レベルが夜間 65dB を超えた日数	時間帯平均値	
					昼	夜
	日	時間	日	日	dB	dB
4	30	720	0	0	55.6	50.4
5	31	744	0	0	54.5	51.0
6	30	720	0	0	54.6	51.0
7	31	744	0	0	57.1	52.3
8	31	744	0	0	64.1	52.8
9	30	720	0	0	61.1	56.5
10	30	736	0	0	56.5	52.9
11	28	682	0	0	55.8	52.6
12	31	744	0	0	56.2	52.5
1	31	744	0	0	55.9	51.8
2	29	696	0	0	56.5	52.6
3	31	744	0	0	55.8	52.3
通年	363	8738	0	0	58.1	52.7

② 航空機騒音

	調査期間	地域類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数※3	環境基準※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川市民センター (石川町 438)	H26. 7. 3 ~ H26. 7. 16	I	59	59	73	71	153 (39)	×
都市づくり公社 (高倉町 49 - 3)	H26. 7. 3 ~ H26. 7. 16	II	57	57	70	69	134 (29)	○
大和田市民センター (大和田町 5 - 9 - 1)	H26. 7. 3 ~ H26. 7. 16	I	45	45	58	56	76 (14)	○
首都大学東京 (南大沢 1 - 1)	H26. 7. 3 ~ H26. 7. 16	I	55	54	66	64	177 (37)	○
石川中学校 (久保山町 2-55)	H26. 7. 3 ~ H26. 7. 16	I	57	56	72	70	158 (42)	○

平成 26 年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）

* 石川中学校の測定については市の調査

※1 Lden

各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成 25 年 4 月 1 日から Lden を採用している。

※2 WECPNL

航空機の最大騒音レベルと航空機の機数（発生回数）を基に求める評価指標。平成 25 年 3 月 31 日以前に環境基準で採用していた指標。

※3 騒音発生回数

騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 dB 以上大きい航空機騒音の発生回数の合計。() は 1 日の最多回数。

※4 環境基準 (Lden で評価)

地域類型 I (専ら住居の用に供される地域) : 57 dB 以下

地域類型 II (I 以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域) : 62 dB 以下